

1.1 生活困難者の人権

【人権施策基本方針における目指す姿】

経済的な生活困難に直面している人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



【現状と課題】

○令和元年（2019）年国民生活基礎調査によると、年間所得が200万円未満の世帯の割合は19.0%であり、平成30（2018）年の相対的貧困率（所得の中央値の半分に満たない世帯員の割合）は15.4%と国民の約6.5人に1人が貧困状態であることが示されています。令和2年度版厚生労働白書によると、経済的な状況に関する生活意識の推移として、平成4（1992）年以降「大変苦しい」「やや苦しい」が増加し始め、2000年代に入ってこれらの合計が5割を超えるようになり、2010年代前半には約6割まで増加したが、2010年代後半ではこれらが減少し、「普通」が増加するという変化が見られています。

○貧困の原因としては、「高齢化」、「単身世帯の増加」、「賃金格差」、「社会的孤立」等が考えられます。

賃金格差については、その要因に経済のグローバル化、経済・産業構造の変化や労働者の働き方に関する価値観の多様化、労働者派遣制度の制定・対象業務の拡大、短期の雇用期間を定めて職員を雇う雇用形態（非正規雇用）が増加したことなどが挙げられ、昨今では、派遣や非正規といった不安定な雇用形態と低賃金に苦しむ、いわゆるワーキングプア（※）と呼ばれる人々が急増し、社会的に大きな問題となっています。

※正規雇用者（正社員）と同じようにフルタイムで働いても貧困から抜け出せない就業者のことをいう。

○このような不安定な雇用と低賃金により、最低限度の生活を営むための収入を得ることができないだけでなく、住居を失う等により生活が困窮する状況が生じており、雇用の維持・安定等を図って再就職を促進する支援と、住宅の確保など生活の安定のための支援を両面から一体として行っていく必要があります。

○平成20（2008）年10月頃の世界金融危機以降急増した生活保護受給者、被生活保護世帯は、近年は横ばいで推移しながら微増の傾向を示しています。本県も、同様の傾向を示しています。近年、景気回復等の影響により、稼働年齢層と考えられる被生活保護世帯は、減少傾向となっていますが、就労支援対策は重要な問題であることから、生活保護受給者にかかる就労支援専門員が県内全ての福祉事務所（19箇所）に設置されており、丁寧に就労支援を行っています。

○こうした中、平成27（2015）年4月の「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務

所を設置する自治体ごとに生活困窮者の相談窓口が開設され、生活保護を受給する前段で、生活困窮者の抱えるさまざまな問題解決を支援することが可能になりました。

○本県におけるホームレス数は、令和元（2019）年度の全国調査では0人、令和2（2020）年の全国調査では1人でした。（参考：平成15（2003）年の全国調査では13人）ホームレスに対する偏見や差別意識を解消するための啓発広報活動や、通行人等からの嫌がらせ等の事案を認知した場合は、関係機関と連携して適切に解決を図ることが必要です。

○令和2（2020）年に入ってから新型コロナウイルス感染症が拡大し、社会・経済活動の停滞により雇用や家計への影響が長期化する中で、日常生活の維持が困難な方が増加傾向にあります。そのため、生活困窮世帯等を対象に、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金等の支援をこれまででない規模で実施しています。

○また、人口減少や世帯規模の縮小に伴い、従来の家族や地縁を中心としたつながり・支え合いが希薄化していること等を背景として、困ったことがあっても周囲に支援や手助けを求めることができない等、「社会的孤立」が課題となっています。

○一方で、支え手と受け手といった枠を超え、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら暮らしていくという「地域共生社会」の理念の下、対象者ごとに縦割りとなっている制度の壁を超え、誰も孤立させないことを目的とする取組も拡がりつつあり、それぞれの地域の状況に応じたつながり・支え合いのための地域づくりが重要となっています。

【施策の基本的方向】

（1）教育・啓発の推進

学校教育では、経済的な生活困難にかかわる児童生徒等の実態を踏まえ、その経験や思いを十分に受けとめながら必要な支援を行うとともに、これからの福祉社会のめざすべき方向等、経済に関する課題について自ら考えようとする態度を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、身近で具体的な事例を取り上げながら雇用施策・福祉施策の在り方について考えるなど、社会的課題の解決につながる学びを重視した教育の充実に努めます。

ホームレスに対しては、偏見や差別が散見されるため、これらを解消し、正しい理解を促進するために、法務省において、平成16（2004）年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施していますが、本県においてもこれに協調して意識啓発を推進します。

（2）生活困難者への自立支援

最低限の生活を保障するセーフティネットである生活保護制度及び経済的に困窮する者を支援する第二のセーフティネットとしての生活困窮者自立支援制度に係る県内市町村に設置された相談窓口の円滑な運用が図られるように支援します。また、生活困窮者の身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行います。それぞれの能力や状況に応じて経済的な自立だけでなく、日常生活や社会生活における自立についても支援していきます。

(3) 生活困難者への就労支援

離職や就職困難な状態に陥ることなどにより生活困窮に直面した人については、早期就労に結びつくよう県及び市町村に設置した就労支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。

特に、就労が可能で、就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な支援を推進します。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた生活困難者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、生活困難者が早期に生活再建できるよう、自立相談支援や就労支援等について、県、市町村、社会福祉協議会等の関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じてきめ細かく対応していきます。

(5) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

令和3（2021）年4月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村における既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援を行うため、相談支援、参加支援、地域づくり支援の3つの支援を一体的に行う新たな事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

県においても、研修会の開催、包括的支援体制整備推進員、推進チームの配置による助言等を通じて市町村の包括的な支援体制整備を支援していきます。